

議案第37号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部橋地域認定こども園整備事業者選定委員会の項を削り、同表教育委員会の部小田原市新しい学校づくり検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校 給食のあり方 検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
---------------------------	---	-------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のため提案するものであります。